

## 消費税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

### 第1 消費税法施行規則の一部改正

- 1 輸出取引の対価を現金等により受領する場合における輸出免税の要件について、従来の証明書類の保存に加えて、仕向国における輸入許可書等に相当する書類（その電磁的記録を含む。）の保存を加える。（第五条関係）
- 2 第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項及び確定申告書に添付すべき書類の記載事項等を定める。（第十一条の六関係）
- 3 古物に準ずるものの範囲から盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に規定する特定金属くずを除外する。（第十五条の三関係）
- 4 消費税額の控除の対象となる貸倒れの範囲に円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定による権利変更決議の効力が生じたことにより債権の切捨てがあったことを加える。（第十八条関係）
- 5 課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の電磁的記録による保存方法を定める。（第十九条の二関係）
- 6 第二種プラットフォーム事業者が行ったとみなされる資産の譲渡を行った国外事業者が提出する還付申告書（仕入控除税額の控除不足額の記載のあるものに限る。）に添付すべき書類の記載事項に、当該資産の譲渡及び輸入取引等に関する事項を加える。（第二十二条関係）
- 7 特定少額資産販売事業者の登録申請書等の記載事項等を定める。（第二十六条の十、第二十六条の十一関係）
- 8 その他所要の規定の整備を行う。

### 第2 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部改正

- 1 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける場合に確定申告書に添付すべき書類の記載事項等を定める。（附則第四条の三関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行う。

第3 消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十二号）の一部改正

- 1 輸出取引の対価を現金等により受領する場合における販売場において行う海外直送取引に係る輸出免税の要件について、運送契約に係る一定の契約書の保存に加えて、仕向国における輸入許可書等に相当する書類（その電磁的記録を含む。）の保存を加える。（第五条の改正規定関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行う。

第4 施行期日

この省令は、一部の規定を除き、令和八年十月一日から施行する。（附則第一条関係）